

金武町民泊受入民家向け 安全・安心対策マニュアル

令和5年3月
金武町ツーリズム推進協議会

目 次

はじめに.....	P1
1. 民泊事業について.....	P2
2. 受入れ時の心構えと準備.....	P3
3. 基本的な民泊の流れ.....	P4
4. 民泊受入れ時の厳守事項.....	P5
5. 危機対応で気をつけること.....	P6
6. 注意事項 ①送迎・移動時.....	P7
6. 注意事項 ②家庭内で過ごす時.....	P8
6. 注意事項 ③体験時・その他.....	P9
7. 緊急連絡体制・緊急時対応.....	P10

はじめに

金武町では、沖縄県外からの修学旅行生を対象とした民泊を「教育旅行民泊」、その他を「一般民泊」と位置づけ、金武町の一般家庭と生活を共にし、地元ならではの暮らしの中にある生きた文化や風習を体験することで「受入家庭とのふれあい」が「一生の思い出」につながる体験交流プログラムを提供しています。

平成21年度から行っている受入事業では、ピーク時に全国各地から中学生、高校生、特別支援学校などの修学旅行生約10,000名の受け入れを行っていました。新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、今後こうした人と人との心を通わす交流事業の再開や回復が見込まれることから、私たち「金武町みんぱく」は、受け入れ民家のみなさんと、民泊体験で町を訪れる修学旅行生などの「安全・安心」を守る取り組みを強化し、全国から「金武町みんぱく」が選ばれる環境整備に取り組んでまいります。

本マニュアルでは、民泊受入時の「もしも」や「万が一」の際にどのように対処すれば良いかなど、民家のみなさまの不安が解消されるよう、実践的な内容を取りまとめ、わかりやすく示してあります。今後も民家のみなさまと安全・安心なふれあい感動体験「金武町みんぱく」の確立を目指し、さらなる発展につなげてまいります。

1. 民泊事業について

★金武町みんなの魅力

沖縄本島のほぼ中央部東海岸に位置し、太平洋につながる金武湾に面した風光明媚な町「金武町」には、野鳥をはじめとした多くの生物が生息する億首川を中心とした豊かな自然や、アメリカ文化が息づく縦文字と横文字が交差する街並みでの異文化体験、古くから継承された伝統芸能など多くの魅力ある素材があります。

平成21年から始まった民泊事業においては、金武町を訪れる修学旅行生などをあたたかく迎え受け入れる環境整備や機運の醸成を、民家のみなさんと連携しながら取り組んできました。人と人との触れ合いを通じた心の交流を深め、「金武町みんなの」を体験した修学旅行生などが、金武町を「大切な人たちがいる場所」として記憶に留め、また金武町に戻ってきてくれる「ふれあい感動体験」を全国に発信しています。

★住宅民泊事業法について

平成30年6月15日から、住宅宿泊事業法に基づき「住宅宿泊事業者」として届出を行ったものは、年間180日を超えない範囲で住宅を活用して宿泊サービスを提供する事業を営むことができます。住宅宿泊事業法に基づき、宿泊者の衛生・安全を確保するための措置などが義務付けられています。事務局ではみなさんの届出がスムーズに行われるよう、申請業務のお手伝いをさせていただきます。安心してご相談ください。

【法律の内容まとめ】

- ◆営業日数は年間180日
- ◆宿泊者の衛生の確保
 - ・居室の床面積は、宿泊者1人当たり3.3㎡以上を確保すること
 - ・清掃及び換気を行うこと
- ◆宿泊者の安全の確保
 - ・非常用照明器具の設置
 - ・避難経路を表示
 - ・火災その他の災害が発生した場合における、宿泊者の安全確保の取り組み
- ◆宿泊者名簿の作成・保管
 - ・本人確認のうえで作成、3年間保存
 - ・宿泊者の氏名、住所、職業および宿泊日を記載
- ◆周辺地域への影響への配慮
 - ・騒音の防止
 - ・ごみの処理
 - ・火災防止のための配慮（火災報知器、消火器などの設置など）
- ◆標識の表示
 - ・見やすい場所に届出済の標識を掲示

事務局で届出のお手伝い(アドバイス等)をいたします！
ご相談ください。

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
〇 〇 県 知 事	

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 緊急連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	
〇 〇 県 知 事	

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊事業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊事業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	
〇 〇 県 知 事	

2. 受入れ時の心構えと準備

★どんな気持ちで迎えるのか

普段の生活リズムを崩さず、ゆったりした心構えで迎えてあげましょう。お客様ではなく、自分の孫や親戚の子ども達が里帰りしたときのように、大切な家族の一員を迎える気持ちで接しましょう。そうすることで生徒達の緊張もやわらぎ、民家のみなさんの受入れに対するストレスも軽減されます。

★どんな準備が必要か

生徒が寝泊まりする部屋に、基本的な生活に必要な生活用品(手指消毒用アルコール、除菌ティッシュ、ティッシュペーパー、ゴミ箱、時計など)などを置く、お風呂やトイレなど共有で使用する場所の清潔を保つなどの気配りは、精神的に安心して過ごす環境を提供できます。

★どんな体験をさせてあげたらいいのか

農作業、家業体験の際は、構えず、日常的にやっているありのままの体験をさせてあげましょう。畑の草むしり、石拾いなどの作業でも「どうしてこの作業が畑のために必要なのか」など、作業の必要性を教えることが生徒達への学びにつながります。

★悪天候の場合の体験はどうしたらいいのか

屋内でできる作業や、お手伝いをしてもらったり、民家のみなさんの日常の生活や地域自慢など、どんな内容でも積極的なコミュニケーションを図ることが大切です。家業、生活に誇りを持ち、普段の生活を存分に体験させてあげましょう。

★どんなことを気をつけたらいいのか

①食品衛生について

基本的に調理を行う際は生徒達と共同調理を行います。

- ・手洗いの励行
- ・上水(基準を満たした水)の利用
- ・まな板等の煮沸消毒(90℃以上、2分間)
- ・肉用と野菜用のまな板の用意
- ・焼肉を行う場合は「取り箸(トングでもOK)」と「食い箸」を分ける
- ・台所まわりの掃除やテーブル拭き。野菜洗いなどは子ども達の作業でもOK
- ・新鮮な野菜の他は、生ものは出さずに熱を通した料理を提供する

②アレルギー・既往症(前にかかったことのある病気)について

みなさんの家に来る子ども達の中には、そば・大豆・油・たまご・果物などの食物アレルギーや、猫・犬などの動物アレルギー、ハウスダスト・草・土といった生活環境アレルギーの子もいます。特に症状が重い場合は、学校側と受入れが可能か否かについて調整しますが、民家のみなさんのご理解、ご協力のもと、受入れをお願いする場合もございます。その場合、健康情報については学校から文書等で連絡が来ますが、当協議会からも前もってお知らせいたします。

また、アレルギーなどの個人情報の記載のある文章は、他の生徒に見られないようにするなど取り扱いには十分注意しましょう。

③個人感覚の違いや個人情報の取扱いについて

昨今、生活習慣、個人の感覚、社会情勢の変化もあり、個人情報や様々なハラスメントに関連した問題が、メディアなどで連日のように取り上げられています。

「ハラスメント」とは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な思いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。

生徒達の人格を尊重し、偏見をなくし、一人ひとりの個性を認め、誤解のないようにコミュニケーションを取って対応することが大切です。

携帯電話やLINEアドレスなど、生徒達の個人情報に関しても、こちらから積極的に聞くことは避けましょう。

3. 基本的な民泊の流れ

基本プラン①1泊2食付き

大阪府の中学校の場合
(4月～6月)

1 日 目	15:00	ネイチャーみらい館集合、対面式
		各民家へ移動
		家族紹介・家業体験・地域観光など
	19:00	夕食・入浴・団らん
	22:00	就寝 民家にて宿泊
2 日 目	7:00	起床 朝食
	9:30	ネイチャーみらい館集合
	10:00	終了式、お見送り

基本プラン②1泊3食付き

1 日 目	15:00	ネイチャーみらい館集合、対面式
		各民家へ移動
		家族紹介・家業体験・地域観光など
	19:00	夕食・入浴・団らん
	22:00	就寝 民家にて宿泊
2 日 目	7:00	起床 朝食
		家業体験・地域観光など
		昼食
	12:30	ネイチャーみらい館集合
	13:00	終了式、お見送り

基本プラン②1泊3食付き

神奈川県の高校の場合
(9月～12月)

1 日 目	15:00	ネイチャーみらい館集合、対面式
		各民家へ移動
		家族紹介・家業体験・地域観光など
	19:00	夕食・入浴・団らん
	22:00	就寝 民家にて宿泊
2 日 目	7:00	起床 朝食
		家業体験・地域観光など
	14:00	体験学習 (マリン体験・カヌー体験) ※料金別途
	18:00	BBQ交流会 (伝統芸能・エイサー鑑賞など) ※エイサー鑑賞無料
	21:00	入浴・団らん
	22:00	就寝 民家にて宿泊
3 日 目	7:00	起床 朝食
	9:30	ネイチャーみらい館集合
	10:00	終了式、お見送り

①お迎え

修学旅行の生徒達は大型バスでネイチャーみらい館にきます。そこで民家紹介などの対面式を行います。

★遅刻は厳禁！

②移動

送迎の車は定員を守り、清潔を保ちましょう。走行中車内を換気し、安全運転を心がけてください。万が一に備え、点検、車両保険に加入しましょう。

★金武町から出てはいけません。

③家族の紹介 / 家の紹介

家に着いたらまずは家族の紹介。家にいない家族でも続柄と名前を紹介しましょう。ペットや家畜などの紹介も忘れずに。トイレや風呂場などの場所、家の中や周辺の紹介も行います。

★家庭でのルールを決めて、最初に共有

④体験

普段している作業を、生徒達ができる範囲でさせてください。作業工程やその作業の意味や必要性をしっかりと伝えましょう。

⑤食事

食事は基本的に生徒と一緒に作る「共同調理」になります。手袋を着用して、感染症対策をしてください。大皿料理ではなく、小皿に取り分けて提供します。

★衛生管理の徹底

★生徒のアレルギー情報の把握

★沖縄らしいメニューを2品以上提供

★生もの(刺身、たたき等)禁止

★自宅以外での食事(外食)禁止

★弁当を作って外で食べることを禁止

⑥就寝

生徒達は翌日の活動があります。遅くならないようにしてください。

★就寝後、生徒達の様子を確認する

⑦情報の提供

受入前に生徒達一人ひとりの情報を提供します。(健康状態、服薬、アレルギーなど)

⑧その他

食事の際の準備や片付け、ふとんの上げ下ろし、シーツのセットなどは、できるだけ生徒達にさせてください。

4. 民泊受入れ時の厳守事項

※それぞれの対応については別途記載

生徒達はそれぞれの家庭で、大切に育てられてきた子ども達です。

- ◆自分の子どもにさせたくないことは絶対にしない
 - ◆自分の子どもをこんな目にあわせたくないと思うことは絶対にしない、させない
 - ◆常識はずれなこと、生徒の命を危険にさらすことは絶対にしない、させない
- モラルを守って、わが子のように心を込めて接してあげてください。

★飲酒、喫煙の禁止



生徒が滞在中は、民家のみなさんもお酒を飲まない、喫煙は目につかないところでやる、などの対応を心がけてください。また、生徒の飲酒、喫煙が発覚した場合は、速やかに事務局への報告をお願いします。

【過去の事例および対応】

- ①生徒に泡盛を飲ませたという疑惑があったが、調べた結果コーレーグースだった。事前に泡盛で漬けてあることを説明し、なるべく使用を避けるよう受入民家に呼びかけた。

★アレルギーに対する理解



基本的に生徒のアレルギーなどの情報は事前にお知らせしますが、このくらいなら大丈夫、などの曖昧な判断で提供すると、生徒の命を奪う重大な行為につながります。また、個人情報になるため、他の生徒には該当生徒のアレルギー情報を知られないよう気をつけてください。

【過去の事例および対応】

- ①沖縄に来た観光客が「ジーマミー豆腐」を食べてアナフィラキシーショックで搬送される事例が増えている。沖縄県からの注意喚起。

★いじめやハラスメントへの理解



集団生活に取り残される生徒がいないように、またどの生徒にも平等に接する配慮をするとともに、明らかないじめを発見・認知した際には、その場でその行為を止めたうえで、速やかに当協議会（担当者）までご連絡ください。

また、親しみを込めた行動も、過度な接触や接近になるとハラスメントにつながります。個々に感情のとらえ方が違うことを認識し、生徒に対しての接し方や指導については、不快な事態が生じないように心がけてください。

★モラルの厳守



生徒達に多くの経験をさせたいという思いが、学びを目的とした旅行のルールから外れることのないように気をつけてください。海での遊泳や、生徒達だけの自由時間、深夜の連れ出しや使いなれない道具（刃物類や農機具など）を指導無しで使用させることなど、一瞬の気のゆるみが、大きな事故につながります。

【過去の事例および対応】

- ①受入民家の家族が、遊泳禁止のルールを知らず、生徒達を海に案内し遊泳させた。改めて、民泊に関わる家族、協力者へのルールの共有を徹底した。

5. 危機対応で気をつけること

民泊受け入れ時の自然災害や事件・事故などは、どんなに気をつけていても発生すると巻き込まれてしまう事態を引き起こします。以下の取り組みを意識し、少しでも被害を少なくするように取り組みましょう。

★どんな状況でも、まずは自分自身の安全の確保

生徒の命を守る行動を起こす前に、自分自身の安全の確保をしてから行動しましょう。安全確認もせずに慌てて行動し、自分がケガをして動けなくなると、救うべき命も救うことができません。

★大きな声で危険を知らせる/助けを求める

危険な状況に巻き込まれたら、大きな声で危険を知らせて命を守る行動を促しましょう。地震なら「頭を守って机の下に隠れて！」や、火災の際には「火事だ！逃げろ！」など。助けが必要な際も、一人で対処せずに大きな声で周囲の助けを求めてください。

★周りの安全状況を確認し、生徒達の命を守る行動をする

周囲の安全を確認したうえで、生徒達の命を守る行動を最優先に行ってください。生徒一人ひとり、県外の親御さんからお預かりしている大切な存在です。



★慌てず、落ち着いて行動する

危機に直面すると、どうしても気が動転しパニックを起こしてしまいます。生徒達の近くにいることができるのは自分なんだと自覚し、落ち着いて行動するように心がけてください。日頃から危機時にどうしたらいいのか、家族や受入れ民家さん同士で話し合い備えることも大切です。



★状況の記録、関係者への共有・報告

目の前で起きていること、その経過も含め、しっかりと状況把握を行い記録(メモ・写真など)しましょう。急病やケガ、事故、災害の際も、こうした状況・状態の記録が、生徒や自分の身を守る証拠にもなります。また、状況の正確な詳細を事務局や関係機関に共有し、誤った情報が拡散し被害が大きくならないようにしましょう。

★マスコミへの対応/風評被害

どんな状況であれ、生徒や受入民家さんが個別にマスコミの取材に対応しないようにしましょう。マスコミの報道は、発信する内容を誤ると、間違った情報が一気に拡散し、それが風評被害になり、沖縄全体の修学旅行や教育旅行民泊に大きな影響を与えます。マスコミに何か聞かれたら、事務局窓口を紹介し、情報発信の一元化に努めましょう。



6. 注意事項 ①送迎・移動時



【送迎時】

集合場所 対面式/修了式 ネイチャーみらい館

★時間厳守

遅刻厳禁、時間に余裕を持った行動をしてください。

生徒に不安を与えない、学校や旅行社の信頼を損ねないよう気をつけて行動してください。

★行動における注意事項

- ・入町式・離町式の際は、清潔感のある服装でご参加ください。
※できるだけ靴での参加をお願いします。
- ・入町式・離町式など、関係者が一堂に会する場所での喫煙は控えてください。

★車両における注意事項

- ・安全運転を心がける
- ・飲酒・酒気帯び運転は絶対しない
- ・送迎の定員を守る
- ・車両を清潔に保つ
- ・感染症対策のため車移動の際はマスク着用、車内換気を行う
- ・トラックなど生徒の荷台乗車は禁止
- ・車両保険に加入する

【移動時】

★行動(移動)範囲の厳守

- ・当民泊受入れ事業では、金武町から出ることを禁止しています。

【災害/危機時対応】

★地震・津波

- ・生徒達に安全の確保、落ち着くように声がけを行う。
- ・急ハンドル、急ブレーキを避け、できるだけ安全な方法で道路の左側に車両を停止させる。
- ・停止後は、防災行政無線(町内スピーカーでの緊急放送)やカーラジオ等で地震情報や道路交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ・揺れが収まるまで車内で待機する。
- ・引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意し、落ち着いて指定された避難場所に移動する。
- ・津波警報が発令された場合は、速やかに沿岸部から離れる。

★交通事故

- ・自身や生徒達に怪我がないかをまず確認。

※けが人がいない場合

①警察へ連絡⇒②協議会へ連絡⇒③事故の詳細/場所の報告⇒④自走できない場合は代車要請

※相手車両がある場合

①証拠の保全⇒②警察への通報⇒③相手の連絡先の確認⇒④協議会へ連絡

※けが人がいる場合 負傷者の救護が最優先！

①救急車/消防へ連絡(自分ができない場合は周囲の人や生徒へお願いする)⇒②応急処置対応⇒③協議会へ連絡

6. 注意事項 ②家庭内で過ごす時

【家庭内】

★家庭内でのルールを決め、最初で共有

- ・立ち入り禁止の場所や触れてはいけない場所や物の説明
 - ・火災や地震・津波など有事の際の避難口や避難経路、避難後の集合場所の確認
 - ・お風呂の時間と順番(1人15分程度にするなど)
 - ・就寝時間や起床時間など
- ↳翌日のスケジュールなどを一緒に確認し、体調管理のためにも守ってもらう。



★お土産について

基本的に生徒にお土産(サーターアンダギー等)を持たすのは禁止です。ただし家庭で作成した工作物(貝殻細工等)は可能です。

★行動における注意事項

- ・生徒の前での飲酒、喫煙は厳禁
- ・生徒だけ残しての外出は厳禁
- ・自身や家族の貴重品管理を徹底し、生徒の貴重品は預からない
- ・原則、生徒と同じ建物での就寝。夜間のトラブルにも対応できるようにする。
- ・受け入れ期間中は事務局と常に連絡が取れるようにする
- ・市販薬などを投与しない

★食事における注意事項～食卓を囲んで家族団らん、コミュニケーションの時間を大切に

- ・料理の際は手洗い、手袋着用などで食中毒、感染症対策に気をつける
- ・基本的に生徒と共同調理(お手伝い程度でもいい)/自宅以外の外食は禁止
- ・沖縄らしい食事メニューを2品以上提供する
- ・アレルギー情報の確認と、対応の徹底
- ・感染症対策のため、大皿での提供は避け小皿に取り分けて提供する
- ・生もの(刺身・たたきなど)やパックの状態での提供はしない

【災害/危機時対応】

★地震・津波～人命の安全確保が最優先！落ち着いて対応しましょう～

- ・生徒達に安全の確保、落ち着くように声がけを行う。
- ・窓ガラス、倒れやすいものから離れる。頭を守り、身体を低くして身を守るよう呼びかける。
- ・防災行政無線(町内スピーカーでの緊急放送)、テレビ・ラジオなどで情報収集。
- ・津波警報などがあった場合は、速やかに防災袋などを持ち、指定の避難場所へ移動する。

★食中毒

生徒に嘔吐などの症状があった場合、ノロウイルス、食中毒、体調不良が想定されます。

- ・該当生徒を個室などに案内し、症状の確認、症状が悪い場合は①救急車/消防へ連絡⇒②協議会へ連絡
- ・汚物処理は、マスク・手袋・エプロンなどを着用し、他の生徒を遠ざけて行う。
- ・汚物は外側から内側に拭き取り、静かに全て拭き取る。布の同一面で何度もこすらない。
- ・汚物付着場所とその範囲を塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)で覆いながら拭き取る。
- ・使用した布や手袋はビニール袋に入れて厳重に廃棄する。

★アナフィラキシーショック

生徒が強度のアレルギー反応を示した場合は、アナフィラキシーショックの発症が疑われます。診断、または強くアナフィラキシーと疑われるときは、ためらわずにエピペンを大腿に使用してください。



6. 注意事項 ③体験時・その他

★生徒にとっては初めての体験

農業・畜産体験や沖縄料理体験など、初めて刃物類や農機具等に触れる生徒も多くいます。それぞれの道具にどんな機能があって、使い方によっては危険もあることをしっかりと伝えてください。



★行動における注意事項

- ・受入れ中は生徒とともに活動・行動し、生徒から目を離さず、目と声の届く範囲で活動する。
- ・家業体験は、午前・午後で無理のないように日程を調整し、生徒に十分な水分補給、休憩を与える。
- ・不慣れな道具（刃物類、農機具等）を指導なしで使用させない。

【災害/危機時対応】

★地震・津波

- ・生徒達に安全の確保、落ち着くように声がけを行う。頭を守り、身を低く、倒壊しそうなものからできるだけ離れる。
- ・周囲の安全を確認し、速やかに指定の避難場所へ移動する。
- ・津波警報が発令された場合は、速やかに沿岸部から離れる。できるだけ高台に避難する。

★熱中症

生徒に以下のような症状が出たら、熱中症にかかっている危険性があります。

- 症状1 めまいや顔のほてり
- 症状2 筋肉痛や筋肉のけいれん
- 症状3 体のだるさや吐き気
- 症状4 汗のかきかたがおかしい
- 症状5 体温が高い、皮ふの異常
- 症状6 呼びかけに反応しない、まっすぐ歩けない
- 症状7 水分補給ができない

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認して対応しましょう。最初の措置が肝心です。

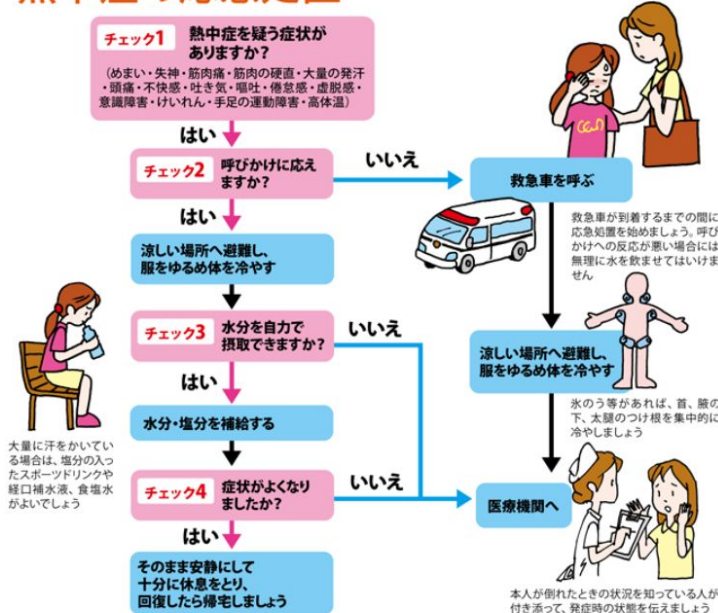


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

熱中症を予防するために

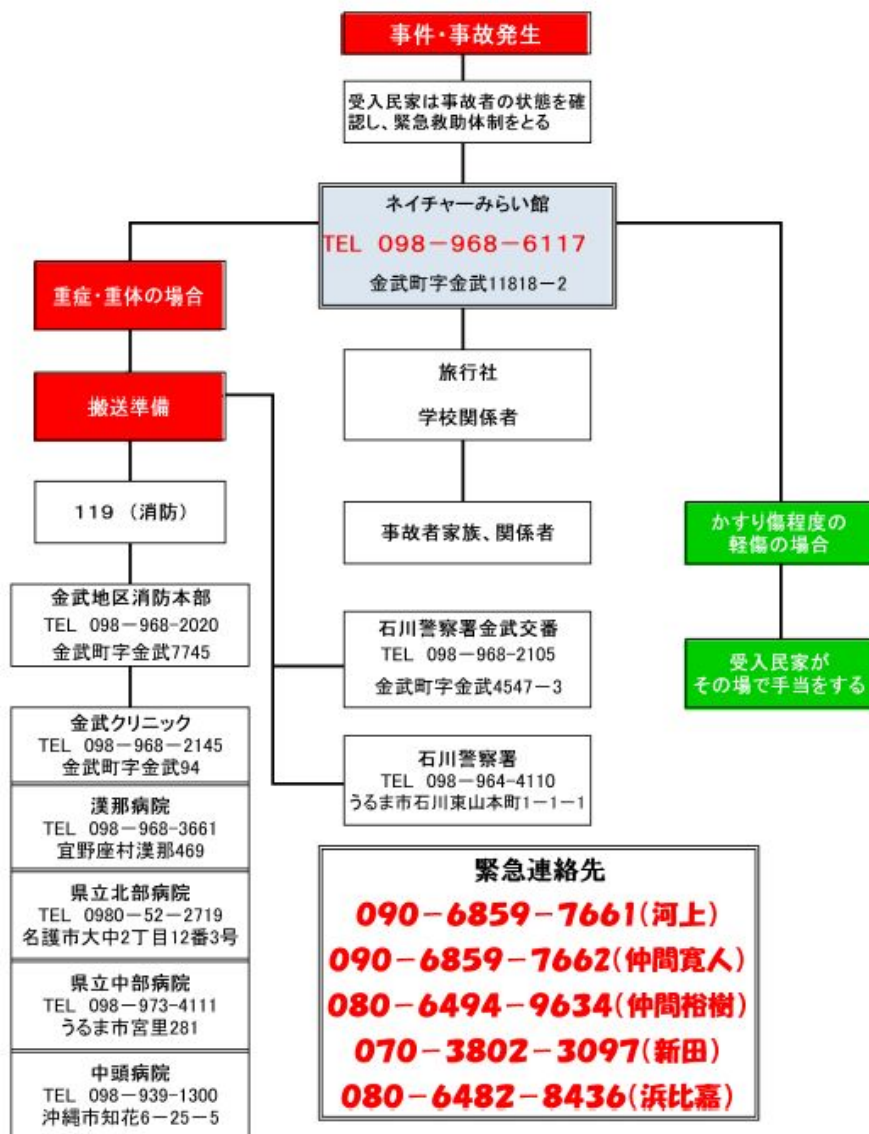
- ★無理をせず徐々に身体を暑さに慣らしましょう
- ★十分な休息を心がけましょう。炎天下での長時間の作業は避けること。
- ★こまめな水分補給に気をつけましょう。
- ★室内でも温度を測りましょう
- ★体調の悪いときは特に注意しましょう



7. 緊急連絡体制/緊急時対応

緊急連絡体制図

★事故発生時は以下のような緊急連絡体制にて対応致します。



★緊急事の対応

①病気・怪我の対処について

【一次対応】

体験時、生徒に下記症状があった場合は、即救急車 **119番**へ第一報をお願いします。

・激しい出血・発作・昏倒・意識障害 等

心肺蘇生の必要がある場合は落ち着いて行ってください。

【二次対応】

当協議会までご連絡をお願いします。当協議会から学校本部へ連絡を取り、その後の対応をいたします。

※上記ほど緊急性が見受けられないが、様子が少しおかしい、ちょっとした怪我などの場合については、速やかに当協議会(担当)までご連絡ください。その後の対応を学校本部と検討・実施いたします。

②交通事故の対処について

万が一、交通事故が発生した場合は、即警察 **110番**への通報と救急車要請をしてください。その後、速やかに当協議会(担当)までご連絡ください。

※民泊体験は学校行事の一環のため、各種保険等に参加しています。特別な状況以外は医療費の負担はありません。

③その他の対処で困った場合、緊急を要する場合

「金武町ツーリズム推進協議会」までご一報ください。 **TEL:098-968-6117**

【お問い合わせ・お申込み】

金武町ツーリズム推進協議会

受入窓口：ネイチャーみらい館

〒904-1201 沖縄県金武町字金武11818-2

TEL:098-968-6117 FAX:098-968-6187

E-MAIL: info@nature-kin.com